

## 社会福祉法人太陽の家 行動計画（次世代育成法）

職員及び有期雇用者（以下「職員等」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間

2 内 容

目標1：計画期間内に男性の育児休業取得者を1名以上とする。

<対策>

- 2019年 4月～ 対象者となる可能性のある男性職員等を把握し、育児休業取得促進を行う。実施に向け、所内掲示板にて職員等へ周知。

目標2：職員等の年次有給休暇取得率の向上を目的とし、全体の有給休暇取得率35%以上の取得促進を行う。

<対策>

- 2019年 4月～ 職員等の業務改善（各課）  
年次有給休暇取得計画表作成（各課毎月）  
有休取得率を各課別にグラフで表し、職員等へ周知  
（3ヶ月に1度）

## 社会福祉法人太陽の家 行動計画（女性活躍推進法）

介護職など職員の就業継続を目指し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2019年4月1日～2023年3月31日
2. 課題： 介護職の年休取得率（27.6%）と職業指導員の年休取得率（28.0%）が全体平均（30.7%）を下回っている。
3. 目標と取組内容・実施時期

**目標**：有給休暇取得率を介護職と職業指導員で30%以上、また全体で35%以上にする  
**<取組内容>**

- |          |  |
|----------|--|
| 2019年4月～ | 有給休暇取得の意識啓発を全職員に対して行う。                         |
| 2019年4月～ | 有給休暇取得率の確認を定期的に行い、部長会議等で報告し、改善に向けた具体的な取り組みを行う。 |
| 2019年4月～ | 有給休暇取得促進のための仕事の進め方、業務内容、業務分担等の見直しを行う。          |
| 2019年4月～ | 連続休暇制度の導入を検討し、計画的な有給休暇の取得を促進する。                |